

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

秋田海陸株式会社
代表取締役社長 船木 一美

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年 1月 1日 ～ 令和9年 12月 31日までの 3年間

2. 内 容

目標1：子供の出生時における男性社員の育児休業取得率を50%とする。

〈対策〉令和7年 1月～定期的な実態調査を通じ、男性社員の育児休業取得状況を把握する。

令和7年 3月～取得状況について、管理職へ周知する。

令和7年 4月～各部門で休業者の業務カバー体制の検討と業務体制の見直しを図る。

目標2：全社員の有給休暇取得率を70%以上にする。

〈対策〉令和7年 1月～定期的な実態調査を通じ、有給休暇の取得状況を把握する。

令和7年 3月～取得状況について、数値化し管理職へ周知する。

令和7年 4月～有給休暇取得率が低い社員については、管理職に対して取得推進の働きかけを行う。